

年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会
令和6年11月6日答申分

○答申の概要

- | | |
|------------------------|----|
| (1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの | 2件 |
| 厚生年金保険関係 | 2件 |

厚生局受付番号 : 東北(受)第2400111号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2400027号

第1 結論

請求者のA社における請求期間の標準賞与額を100万円に訂正することが必要である。

請求期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和39年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 令和3年8月13日

A社から請求期間に賞与が支払われていたが、厚生年金保険の記録がない。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る請求期間の賞与台帳、賞与統計表及び令和3年分給与所得に対する源泉徴収簿、B労務管理事務所から提出された令和3年賃金台帳、C税理士事務所から提出された令和3年分給与所得に対する源泉徴収簿及び請求者から提出されたD銀行の預金通帳(Web通帳)により、請求者は、請求期間において事業主から100万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対して提出しておらず、厚生年金保険料について納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間に係る厚生年

金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2400112号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2400028号

第1 結論

請求者のA社における請求期間の標準賞与額を150万円に訂正することが必要である。

請求期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和53年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 令和3年8月13日

A社から請求期間に賞与が支払われていたが、厚生年金保険の記録がない。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る請求期間の賞与台帳、賞与統計表及び令和3年分給与所得に対する源泉徴収簿、B労務管理事務所から提出された令和3年賃金台帳、C税理士事務所から提出された令和3年分給与所得に対する源泉徴収簿及びD銀行から提出された請求者の預金取引明細表(流動性)により、請求者は、請求期間において事業主から200万円の賞与の支払を受け、請求期間当時の厚生年金保険法第24条の4第1項で定める標準賞与額の上限である150万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対して提出しておらず、厚生年金保険料について納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生

年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。